

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校担当部局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の学校設置会社担当部局
各国立大学法人附属学校担当部局
各公立大学法人附属学校担当部局
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

令和6年度全国学力・学習状況調査の予定について（周知）

全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、御理解・御協力いただきありがとうございます。

文部科学省では、令和6年度全国学力・学習状況調査について、国語、算数・数学を対象とした本体調査、保護者に対する調査及び経年変化分析調査を実施することを予定しており、本体調査の実施予定日は下表のとおりです。

なお、既に御連絡しているとおりますが、令和5年度調査についても併せて掲載しておりますので御確認ください。

	実施予定日	調査方式	対象教科
令和6年度調査 (本体調査)	令和6年 4月18日(木)	悉皆調査 (対象は小6、中3)	国語、算数・数学
令和5年度調査 (本体調査)	令和5年 4月18日(火)	悉皆調査 (対象は小6、中3)	国語、算数・数学、 英語(中学校のみ)

※全国学力・学習状況調査は、原則として、火～木曜日のうち、4月18日に最も近い日を実施予定日としております。

なお、令和6年度調査の実施予定日については、来年12月に策定を予定している令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領において正式決定することとしておりますが、現時点における実施予定日として予めお知らせするものです。

また、本体調査の児童生徒質問紙や経年変化分析調査におけるオンラインによる解答（回答）方式での実施については、「全国的な学力調査のCBT化検討ワーキンググループ最終まとめ」（令和3年7月16日）を踏まえ、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証の結果や教育委員会等の御意見等も踏まえて検討の上、改めて実施方式等をお知らせする予定です。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県私立学校担当部局におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国公立大学法人附属学校担当部局におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室
03-5253-4111（内線3726）